

職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生日月日
令和4年2月1日から同月4日まで及び同月14日

2 所属の種別
小学校

3 年齢
27歳

4 管理職，一般職の別
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

柴田町立東船岡小学校 教諭 庄司 駿介^{しょうじ しゅんすけ}は、令和4年2月14日、同校トイレ内に小型カメラを設置したとして、迷惑行為防止条例違反により、令和4年7月20日付けで罰金40万円の略式命令を受けた。また、令和4年2月1日から同月4日までにも、同校トイレ内に小型カメラを設置した。いずれにおいても、被害となる画像等は一切確認されていない。

庄司教諭は、「本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいである。」と述べている。

7 処分内容
懲戒処分として「免職」

8 処分年月日
令和4年9月13日